

○四日市港管理組合港湾施設条例

昭和 41 年 4 月 1 日
条 例 第 3 号

改正	昭和 41 年 6 月 16 日条例第 30 号 昭和 42 年 7 月 25 日条例第 1 号 昭和 44 年 4 月 1 日条例第 1 号 昭和 45 年 8 月 15 日条例第 8 号 昭和 47 年 4 月 1 日条例第 5 号 昭和 49 年 3 月 27 日条例第 6 号 昭和 51 年 4 月 1 日条例第 4 号 昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号 昭和 54 年 3 月 26 日条例第 5 号 昭和 54 年 12 月 25 日条例第 10 号 昭和 57 年 3 月 30 日条例第 3 号 昭和 58 年 7 月 27 日条例第 5 号 昭和 60 年 12 月 27 日条例第 10 号 昭和 61 年 7 月 31 日条例第 4 号 平成元年 3 月 28 日条例第 5 号 平成 2 年 7 月 24 日条例第 4 号 平成 4 年 12 月 24 日条例第 8 号 平成 5 年 12 月 22 日条例第 6 号 平成 7 年 9 月 29 日条例第 7 号 平成 8 年 4 月 1 日条例第 5 号 平成 9 年 7 月 7 日条例第 6 号 平成 10 年 12 月 24 日条例第 7 号 平成 11 年 12 月 24 日条例第 10 号 平成 13 年 10 月 12 日条例第 7 号 平成 15 年 3 月 19 日条例第 2 号 平成 16 年 7 月 14 日条例第 6 号 平成 17 年 10 月 21 日条例第 6 号 平成 18 年 3 月 29 日条例第 6 号 平成 19 年 12 月 27 日条例第 15 号 平成 20 年 10 月 30 日条例第 4 号 平成 22 年 3 月 29 日条例第 2 号 平成 25 年 12 月 27 日条例第 12 号 平成 28 年 10 月 28 日条例第 10 号 平成 30 年 10 月 29 日条例第 8 号 令和元年 12 月 24 日条例第 9 号 令和 3 年 12 月 27 日条例第 6 号	昭和 41 年 12 月 27 日条例第 34 号 昭和 43 年 6 月 5 日条例第 1 号 昭和 44 年 7 月 28 日条例第 5 号 昭和 46 年 3 月 1 日条例第 2 号 昭和 48 年 3 月 29 日条例第 2 号 昭和 50 年 3 月 27 日条例第 2 号 昭和 51 年 12 月 27 日条例第 9 号 昭和 52 年 12 月 27 日条例第 13 号 昭和 54 年 7 月 13 日条例第 7 号 昭和 55 年 12 月 26 日条例第 6 号 昭和 58 年 3 月 24 日条例第 2 号 昭和 59 年 3 月 29 日条例第 4 号 昭和 61 年 3 月 29 日条例第 1 号 昭和 63 年 12 月 27 日条例第 9 号 平成元年 12 月 21 日条例第 10 号 平成 3 年 12 月 26 日条例第 8 号 平成 5 年 3 月 29 日条例第 2 号 平成 6 年 3 月 28 日条例第 3 号 平成 8 年 1 月 1 日条例第 1 号 平成 9 年 3 月 28 日条例第 4 号 平成 10 年 3 月 31 日条例第 3 号 平成 11 年 7 月 5 日条例第 4 号 平成 12 年 3 月 27 日条例第 4 号 平成 14 年 3 月 29 日条例第 4 号 平成 16 年 3 月 26 日条例第 5 号 平成 17 年 3 月 29 日条例第 4 号 平成 17 年 11 月 29 日条例第 10 号 平成 18 年 12 月 26 日条例第 13 号 平成 20 年 3 月 27 日条例第 2 号 平成 21 年 12 月 28 日条例第 15 号 平成 22 年 12 月 28 日条例第 13 号 平成 27 年 3 月 25 日条例第 6 号 平成 30 年 3 月 30 日条例第 5 号 平成 31 年 3 月 22 日条例第 4 号 令和 2 年 12 月 23 日条例第 3 号 令和 4 年 12 月 21 日条例第 16 号
-----------	--	---

(趣旨)

第 1 条 この条例は、四日市市に四日市港の港湾施設を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「港湾施設」とは、四日市港管理組合の管理に属する次の各号に掲げるものをいう。

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| (1) 水域施設 | 航路、泊地及び船だまり |
| (2) 外かく施設 | 防波堤、防砂堤、防潮堤、水門、護岸、堤防及び防潮壁 |
| (3) けい留施設 | 岸壁、さん橋、浮さん橋、物揚場及び船揚場 |
| (4) 臨港交通施設 | 道路、橋りょう及び運河 |
| (5) 航行補助施設 | 船舶の入出港のための信号施設及び港務通信施設 |
| (6) 荷さばき施設 | 荷役機械、荷さばき地及び附属施設、上屋並びにくん蒸庫及び附属施設 |
| (7) 旅客施設 | 船員船客待合所 |
| (8) 保管施設 | 野積場、石炭等保管用地 |
| (9) 船舶補給施設 | 給水栓 |
| (10) 廃棄物処理施設 | 廃棄物埋立護岸 |
| (11) 港湾環境整備施設 | 緑地、公園 |
| (12) 港湾厚生施設 | 休憩所 |
| (13) 施設用地 | 前各号の施設、倉庫及び軌道の敷地 |
| (14) 港湾役務提供用船舶 | ひき船 |
| (15) 港湾管理用移動施設 | 清掃船、巡視船 |
| (16) 前各号に準ずる施設 | 管理事務所、泡消火施設及び陸上電力供給施設 |
- (一般行為の禁止)

第3条 何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、別に定めるところにより管理者の許可を得たとき、又は貸付施設（港湾法（昭和25年法律第218号）第55条第4項並びに港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）附則第3条第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第2条の規定による改正前の港湾法第55条第4項の規定により貸し付けられた港湾施設をいう。以下同じ。）において貸付施設の貸付けを受けた者（次項及び第3項において「借受者」という。）が第2号及び第5号に掲げる行為をするときは、この限りでない。

- (1) 港湾施設内において行商、広告及び物件の放置等を行うこと。
 - (2) 規則に定める区域内において、火気を取り扱うこと。
 - (3) 港湾施設を損傷及び汚損すること。
 - (4) 船舶の航行、停泊及び荷役等に支障のある場所において、水産動植物の採捕、競艇及び潜水作業等を行うこと。
 - (5) 規則で定める危険物等を港湾施設内に搬入し、又は取り扱うこと。
 - (6) 港湾施設をその用途以外に使用すること。
 - (7) その他港湾施設の管理につき、管理者が支障があると認める行為を行うこと。
- 2 貸付施設において借受者以外の者が前項第2号及び第5号に掲げる行為をする場合の同項ただし書の規定の適用については、当該借受者の承認を受けたことをもって同項ただし書の管理者の許可を得たものとみなす。
- 3 前項の場合において、借受者は別に定める承認基準を遵守しなければならない。

(立入制限)

第4条 管理者は、港湾施設の管理上特に必要があると認めるときは、港湾施設内への立入りを禁止し、又は制限することができる。

(使用許可)

第5条 次の各号に掲げる港湾施設（貸付施設を除く。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより管理者の許可を受けなければならない。

- | | |
|------------|----------------------------------|
| (1) けい留施設 | 岸壁、物揚場、さん橋及び浮さん橋 |
| (2) 荷さばき施設 | 荷役機械、荷さばき地及び附属施設、上屋並びにくん蒸庫及び附属施設 |

- (3) 保管施設 野積場、石炭等保管用地
- (4) 船舶補給施設 給水栓
- (5) 施設用地
- (6) 港湾役務提供用船舶 ひき船
- (7) 前各号に準ずる施設 管理事務所、陸上電力供給施設

2 管理者は、前項の許可に条件を付けることができる。

(工作物等の設置)

第6条 港湾施設（貸付施設を除く。）に工作物その他の施設を設置し、若しくは改良し、又は除去しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可に条件を付けることができる。

第7条 前2条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の使用又は工作物等の設置に際し、規則に定める事項を遵守しなければならない。

(立入調査等)

第8条 管理者は、港湾施設の管理上必要があるときは、当該職員に使用者が使用する場所に立入り施設等を調査させ、又は使用者その他の関係者に対し、必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(貨物保管の責任)

第9条 港湾施設内に蔵置した貨物は、管理者が別に定めた場合を除き、使用者が責任をもつて保管しなければならない。

(通信、信号等)

第10条 港湾施設を利用しようとする船舶で、無線電話設備を有するものは、四日市港務用海岸局（以下「よつかいちポータルラジオ」という。）の通信圏内に入ったときは、すみやかに規則で定める事項をよつかいちポータルラジオに通報しなければならない。

第11条 港湾施設を利用しようとする船舶は、無線電話又は信号によって管理者の行うけい留場所の指定その他の指示に従わなければならない。

(船舶の離岸又は転びよう)

第12条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する船舶に対して、離岸又は転びようを命じることができる。

- (1) 使用期間が満了したとき。
- (2) 港湾施設に急迫の危険があるとき。
- (3) 公益上その他の理由により管理者が必要と認めたとき。

(入出港届)

第13条 船舶が入港したとき及び出港しようとするときは、当該船舶の船長又は代理人は、規則で定めるところにより管理者に届け出なければならない。

(報告及び書類の提示)

第14条 管理者は、港湾施設の使用人又は貨物の取扱人に対し、使用状況その他必要と認める事項の報告及び関係書類の提示を求めることができる。

(港内業務の承認)

第15条 港湾施設内で船舶のけい離作業、ひき船作業及び給水作業の業務を行おうとする者は、管理者の承認を受けなければならない。

(使用料)

第16条 別表に掲げる港湾施設（貸付施設を除く。）の使用人は、当該別表に定める額の使用料を納入通知書の納付期限又は指定した期日までに納付しなければならない。

(使用料の減免等)

第 17 条 管理者は、公益上その他特に必要があると認めた場合は、使用料を減免することができる。

2 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次条第 6 号の規定その他管理者の責任により使用できなかつたときは、その全部又は一部を返還することができる。

3 前 2 項の規定による使用料の減免又は還付を受けようとする者は、管理者の定めるところにより申請しなければならない。

(許可の取消し等)

第 18 条 管理者は、第 12 条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付けた条件を変更し、若しくはその行為の中止を命じ、又は既に設置した施設の改良、移転、若しくは除去を命じることができる。

(1) 偽りその他不正の行為により第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の許可を受けたとき。

(2) 許可を受けた目的に反して港湾施設を使用し、又は行為をしたとき。

(3) 第 5 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により付した条件に違反したとき。

(4) 使用料を指定期日までに納付しなかつたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に従わないとき。

(6) 公益上その他管理上必要があると管理者が認めたとき。

(原状回復の義務)

第 19 条 使用者は、港湾施設の使用を終了したとき、又は使用の許可を取り消されたときは、自己の負担において、直ちにこれを原状に復しなければならない。

(損害の回復)

第 20 条 使用者は、港湾施設若しくは付属設備を滅失し、又はき損したときは、直ちに管理者に届け出るとともに管理者の命じるところに従い、これを原状に復しなければならない。

(損害の責任)

第 21 条 港湾施設を使用することにより、又はこの条例に基づく処分により生じる損害については、当該施設に重大な欠陥がある場合を除き、管理者は、その責任を負わない。

(罰則)

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 第 3 条及び第 4 条に既定する禁止又は制限に違反した者

(2) 第 5 条第 1 項の許可を受けずに港湾施設を使用し、又は行為をした者

(3) 第 6 条第 1 項の許可を受けずに施設を設置し、若しくは改良し、又は除去した者

(4) 第 8 条第 1 項に規定する当該職員の立入調査を拒否し、又はその指示に従わなかつた者

(5) 第 12 条及び第 18 条の規定による管理者の命令に従わなかつた者

(規則への委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行前に四日市港港湾施設管理条例（昭和 40 年三重県条例第 13 号）の規定に基づきなされた許可、承認、取消し、中止その他の処分で、この条例に相当規定があるものは、この条例により管理者のした処分とみなす。

附 則（昭和 41 年 6 月 16 日条例第 30 号）

この条例は、昭和 41 年 6 月 16 日から施行する。

附 則（昭和 41 年 12 月 27 日条例第 34 号）

この条例は、昭和 42 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 7 月 25 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 42 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 43 年 6 月 5 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 44 年 4 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表中荷さばき地、ひき船並びに荷役機械、上屋及び給水栓の一般使用の使用料の額については昭和 44 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 44 年 7 月 28 日条例第 5 号）

この条例は、昭和 44 年 8 月 28 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 8 月 15 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年 3 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、コンテナ上屋にかかる使用料は供用開始の日、末広事務所にかかる使用料は昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 47 年 4 月 1 日条例第 5 号）

- 1 この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表中、岸壁・さん橋・荷さばき地・上屋及びひき船の一般使用の使用料の額については、昭和 47 年 5 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の四日市港管理組合港湾施設条例別表施設用地の項の「工作物等の用地に使用する場合の基本料金」の額「50 円」、「38 円」及び「28 円」とあるのは、この条例施行の日から、昭和 48 年 3 月 31 日までは、「45 円」、「35 円」及び「26 円」とする。

附 則（昭和 48 年 3 月 29 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 48 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 3 月 27 日条例第 6 号）

この条例は、昭和 49 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 3 月 27 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 50 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 4 月 1 日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 51 年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の四日市港管理組合港湾施設条例別表の岸壁・さん橋の項中使用料の額の適用については、「3 円 50 銭」及び「7 円」とあるのは、この条例施行の日から昭和 52 年 3 月 31 日までは、それぞれ「3 円」及び「6 円」と、昭和 52 年 4 月 1 日から昭和 53 年 3 月 31 日までは、それぞれ「3 円 25 銭」及び「6 円 50 銭」と読み替えるものとする。

附 則（昭和 51 年 12 月 27 日条例第 9 号）

この条例は、昭和 52 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）

この条例は、昭和 52 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 12 月 27 日条例第 13 号）

この条例は、昭和 53 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 3 月 26 日条例第 5 号）

この条例は、昭和 54 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 7 月 13 日条例第 7 号）

この条例は、昭和 54 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 12 月 25 日条例第 10 号）

この条例は、昭和 55 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 12 月 26 日条例第 6 号）
この条例は、昭和 56 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 30 日条例第 3 号）
この条例は、昭和 57 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 24 日条例第 2 号）
この条例は、昭和 58 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 7 月 27 日条例第 5 号）
この条例は、昭和 58 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 3 月 29 日条例第 4 号）
この条例は、昭和 59 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 12 月 27 日条例第 10 号）
この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 29 日条例第 1 号）
この条例は、昭和 61 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 7 月 31 日条例第 4 号）
この条例は、昭和 61 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表上屋の項の改正規定（滞貨料に係る部分に限る。）は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 12 月 27 日条例第 9 号）
この条例は、昭和 64 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 28 日条例第 5 号）
この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成元年 5 月 1 日から施行し、第 3 条の規定は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成元年 12 月 21 日条例第 10 号）
（施行期日）

1 この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の四日市港管理組合港湾施設条例（以下「新条例」という。）別表野積場の項中 1 級の使用料の額については、次の表の左欄に掲げる期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる額によるものとする。

期 間	使 用 料 の 額
平成 2 年 4 月 1 日から 平成 3 年 3 月 31 日まで	1 月 1 平方メートルまでごとに 86 円 52 銭
平成 3 年 4 月 1 日から 平成 4 年 3 月 31 日まで	1 月 1 平方メートルまでごとに 90 円 64 銭
平成 4 年 4 月 1 日から 平成 5 年 3 月 31 日まで	1 月 1 平方メートルまでごとに 98 円 88 銭

3 新条例別表の備考第 3 項 1 級地の号中「霞二丁目、霞一丁目（臨港道路霞 1 号幹線（南端）を東西に延長した線の北側の地域）」及び同項 2 級地の号中「大協町一丁目 65 番、霞一丁目（1 級地を除く地域）、浜園町、富双一丁目、富双二丁目」の地域については、同条例別表施設用地の項中工作物等の用地に使用する場合の基本料金の額は、次の表の左欄に掲げる期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる額によるものとする。

期 間	基 本 料 金	
	単 位	使 用 期 間
		1 月以上

平成2年4月1日から 平成3年3月31日まで	1級地 1月1平方メートルまでごとに 2級地 1月1平方メートルまでごとに	84円 68円25銭	86円52銭 70円30銭
平成3年4月1日から 平成4年3月31日まで	1級地 1月1平方メートルまでごとに 2級地 1月1平方メートルまでごとに	88円 71円50銭	90円64銭 73円65銭
平成4年4月1日から 平成5年3月31日まで	1級地 1月1平方メートルまでごとに 2級地 1月1平方メートルまでごとに	96円 78円	98円88銭 80円34銭

附 則（平成2年7月24日条例第4号）

この条例は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成3年12月26日条例第8号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月24日条例第8号）

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月29日条例第2号）

この条例は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成5年12月22日条例第6号）

この条例は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日条例第3号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年9月29日条例第7号）

この条例は、平成7年12月1日から施行する。

附 則（平成8年1月1日条例第1号）

この条例中、第1条の規定は平成8年3月1日から、第2条の規定は平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日条例第5号）

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第4号）

この条例は、平成9年5月1日から施行する。

附 則（平成9年7月7日条例第6号）

この条例は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表荷さばき地及び附属施設の項の改正規定（光ファイバー通信線に係る部分に限る。）は、平成10年5月1日から施行する。

附 則（平成10年12月24日条例第7号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年7月5日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月24日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の四日市港管理組合港湾施設条例別表施設用地の項中電柱類を設置する場合及び他の所有に属する電柱類に電線類を共架する場合の使用料の額は、次の表の左欄に掲げる期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる額によるものとする。

期 間	単 位	使 用 期 間	
		1 月 以 上	1 月 未 満
平成 12 年 4 月 1 日 から 平成 15 年 3 月 31 日 まで	電柱類を設置する場合 1 年 1 本につき	1,450 円	1,522 円 50 銭
	他の所有に属する電柱類に電線類を共架する場合 共架柱類 1 年 1 本につき	1,015 円	1,065 円 75 銭

附 則（平成 12 年 3 月 27 日条例第 4 号）
この条例は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 10 月 12 日条例第 7 号）
この条例は、平成 13 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日条例第 4 号）
この条例は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 19 日条例第 2 号）
この条例は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 26 日条例第 5 号）
この条例は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 7 月 14 日条例第 6 号）
この条例は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日条例第 4 号）
この条例は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 21 日条例第 6 号）
この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 29 日条例第 10 号）
この条例は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 29 日条例第 6 号）
この条例は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 26 日条例第 13 号）
この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 27 日条例第 15 号）
この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 27 日条例第 2 号）
この条例は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 30 日条例第 4 号）
この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 28 日条例第 15 号）
この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日条例第 2 号）
この条例は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 28 日条例第 13 号）
この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日条例第 12 号）
この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日条例第 6 号）
この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 28 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日条例第 6 号）

この条例は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 29 日条例第 8 号）

この条例は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日条例第 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に四日市港管理組合港湾施設条例第 5 条の規定による許可を受け、同日前に使用しているものについては、第 3 条の規定による改正後の四日市港管理組合港湾施設条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年 12 月 24 日条例第 9 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 23 日条例第 3 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 27 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 21 日条例第 16 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第16条関係）

港湾施設の名称	使用料の額			
岸壁、さん橋	単 位		外航船舶	内航船舶
	けい留 2 時間未満の船舶	総トン数 1 トンまでごとに	5 円 95 銭	6 円 54 銭
	けい留 2 時間以上 12 時間までの船舶	総トン数 1 トンまでごとに	8 円 93 銭	9 円 82 銭
	けい留 12 時間を超え 24 時間までの船舶	総トン数 1 トンまでごとに	11 円 90 銭	13 円 9 銭
	けい留 24 時間を超え 36 時間までの船舶	総トン数 1 トンまでごとに	23 円 45 銭	25 円 79 銭
	けい留 36 時間を超え 48 時間までの船舶	総トン数 1 トンまでごとに	23 円 80 銭	26 円 18 銭
	けい留 48 時間を超える船舶	総トン数 1 トンまでごとに	23 円 80 銭	26 円 18 銭
泡消火施設を必要とする船舶が 7 号岸壁に着岸する場合、1 回につき ただし、主として港内を航行する汽艇及びはしけは、使用料を徴収しない。		にけい留時間が 48 時間を超える 24 時間までごとに 11 円 90 銭を加えた額 1,000 円	にけい留時間が 48 時間を超える 24 時間までごとに 13 円 9 銭を加えた額 1,100 円	
荷 役 機 械	第 3 埠頭機械式連続アンローダー（附属設備を含む。） 専用使用 1 月までごとに 490,050 円 バケットエレベーター式連続アンローダー（附属設備を含む。） 専用使用 1 月までごとに 2,386,358 円 バケットエレベーター式連続アンローダー 2 号機 専用使用 1 月までごとに 1,569,517 円 走行起伏シャトル式シップローダー（附属設備を含む。） 専用使用 1 月までごとに 928,675 円 グラブバケット・ロープトロリ式橋形アンローダー（附属設備を含む。） 専用使用 1 月までごとに 284,717 円			
荷さばき地及び附属施設	荷さばき地	一般使用		
		特 級 1 日 1 平方メートルまでごとに	9 円 97 銭	
		1 級 1 日 1 平方メートルまでごとに	9 円 3 銭	
		2 級 1 日 1 平方メートルまでごとに	7 円 56 銭	
		3 級 1 日 1 平方メートルまでごとに	5 円 98 銭	
		一般使用		
		1 月 1 回線につき	12,468 円	
上 屋	一般使用 基本料金 特 級 1 日 1 平方メートルまでごとに 23 円 37 銭 1 級 1 日 1 平方メートルまでごとに 23 円 4 銭 2 級 1 日 1 平方メートルまでごとに 18 円 19 銭 鉄 鋼 上 屋 1 日 1 平方メートルまでごとに 23 円 4 銭 ただし、スプリンクラー設備のある上屋については、1 日 1 平方メートルまでごとに 2 円 97 銭を加算する。 滞貨料			

	搬入の日から起算して31日を超えて蔵置された貨物 32日目以後1日1トンまでごとに 3円30銭			
	専用使用			
	1級	1月1平方メートルまでごとに	465円14銭	
	2級	1月1平方メートルまでごとに	397円82銭	
	ただし、スプリンクラー設備のある上屋については、1月1平方メートルまでごとに89円10銭を加算する。			
くん蒸庫及び附属施設	くん蒸庫	1日までごとに	69,300円	
	雨天荷役施設	1日1平方メートルまでごとに	13円2銭	
	荷さばき地	1日1平方メートルまでごとに	7円56銭	
	待機室	1日までごとに	1,130円12銭	
	(くん蒸を実施する場合は、くん蒸庫使用料のみとする。)			
野積場	1級	1月1平方メートルまでごとに	137円50銭	
	2級	1月1平方メートルまでごとに	104円50銭	
石炭等保管用地		1月1平方メートルまでごとに	137円50銭	
給水栓		1年1基につき	25,300円	
施設用地	単 位		使用期間	
			1月以上	1月未満
	工作物等の用地に使用する場合			
	基本料金			
	1級地	1月1平方メートルまでごとに	125円	137円50銭
	2級地	1月1平方メートルまでごとに	95円	104円50銭
	3級地	1月1平方メートルまでごとに	90円	99円
	特定料金			
	上空使用については、基本料金の		5割	5割
	電柱類を設置する場合			
	1年1本につき		1,800円	1,980円
	他の所有に属する電柱類に電線類を共架する場合			
	共架柱類 1年1本につき		1,260円	1,386円
管線類を埋架設する場合				
外口径20センチメートル未満 1年1メートルまでごとに		180円	198円	
外口径20センチメートル以上 1年1メートルまでごとに		285円	313円50銭	
50センチメートル未満				
外口径50センチメートル以上 1年1メートルまでごとに		570円	627円	
1メートル未満				
外口径1メートル以上 1年1平方メートルまでごとに		1,140円	1,254円	
ひき船	1 重量トン2万5千トン以上の油槽船の作業に使用する場合			
	単 位		外航船舶	内航船舶
	重量トン3万5千トン未満の船舶 1回につき		299,500円	329,450円
	重量トン3万5千トン以上5万トン未満の船舶 1回につき		391,300円	430,430円
	重量トン5万トン以上15万トン未満の船舶 1回につき		490,700円	539,770円
重量トン15万トン以上の船舶 1回につき		574,200円	631,620円	

2 重量トン2万5千トン未満の油槽船及びその他の船舶の作業に使用する場合

(1) 基本料金

イ 使用時間が1時間以内の場合

単 位	外 航 船 舶			内 航 船 舶		
	執 務 時 間 内	執 務 時 間 外	深 夜	執 務 時 間 内	執 務 時 間 外	深 夜
重量トン5千トン未満の船舶	59,000円	88,500円	118,000円	64,900円	97,350円	129,800円
重量トン5千トン以上 1万2千トン未満の船舶	73,600円	110,400円	147,200円	80,960円	121,440円	161,920円
重量トン1万2千トン以上 1万8千トン未満の船舶	91,500円	137,250円	183,000円	100,650円	150,975円	201,300円
重量トン1万8千トン以上 2万5千トン未満の船舶	106,500円	159,750円	213,000円	117,150円	175,725円	234,300円
重量トン2万5千トン以上の船舶	121,700円	182,550円	243,400円	133,870円	200,805円	267,740円

ロ 使用時間が1時間を超える場合

使用時間が1時間を超える場合には、その超える時間30分までごとに上記の金額の5割を加算する。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び3日並びに12月31日に使用する場合にあつては、執務時間内であつても執務時間外料金と同額とする。

(2) 割増料金

故障船舶のけい離作業及び船舶のけい離作業以外の作業並びに港湾区域外における作業に使用する場合は、それぞれ上記の基本料金にその5割を加算する。

3 使用取消しの場合（ひき船の出動後取消しのあつたとき）

区 分	外 航 船 舶	内 航 船 舶
シーバースの場合	70,200円	77,220円
そ の 他	35,300円	38,830円

管理事務所	第3埠頭附属事務所	
	1月1平方メートルまでごとに	1,200円98銭
	上屋附属事務所	
	霞1号上屋 1月1平方メートルまでごとに	781円22銭
	その他上屋 1月1平方メートルまでごとに	670円89銭
	埠頭ビル内事務所	
	1月1平方メートルまでごとに	1,084円38銭
陸上電力供給施設	霞西1号さん橋陸上電力供給施設	
	1日1施設につき	550円

備考

- 1 上屋、荷さばき地及び野積場の級別は、別に定める。
- 2 港湾施設の使用区分及び期間
 - (1) 一般使用とは、随時一般の者の使用に供することをいう。
 - (2) 専用使用とは、期間を定め、特定の者の使用に供することをいう。
 - (3) 専用使用期間とは、1年以上1年以内をいう。
- 3 施設用地の級別は、次のとおりとする。
 - 1 級地 千歳町（臨港道路千歳6号幹線西側溝端を南北に延長した線の東側の地域）、霞二丁目、霞一丁目（臨港道路霞1号幹線南端を東西に延長した線の北側の地域）
 - 2 級地 千歳町（1級地を除く地域）、末広町、大浜町、東邦町（臨港道路東邦1号支線と隣接民間所有地との境界線を北に延長した線の東側の地域を除く地域）、大協町一

丁目 65 番、霞一丁目（1 級地を除く地域）、浜園町、富双一丁目、富双二丁目
3 級地 1 級地及び 2 級地以外の地域

- 4 年額をもつて定めた使用料で、その計算基礎となる期間が、1 年に満たない場合における当該使用料の額は月割計算とする。
- 5 月額をもつて定めた使用料で、その計算基礎となる期間が、15 日に満たない場合は、規定料金の 5 割とする。
- 6 使用料の計算は 1 件ごとに行い、使用料の確定額に円位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 7 1 件の使用料が 500 円未満のものは 500 円とする。
- 8 ひき船の使用料については、ひき船一隻についての額とする。
- 9 執務時間内とは、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、深夜とは、午後 10 時 15 分から午前 4 時 45 分までをいい、その他の時間を執務時間外という。
- 10 第 5 条第 1 項第 1 号に定める物揚場は管理者の指定したものに限る。この使用料については、別表岸壁、さん橋の項を適用する。
- 11 使用料の額の計算において、別表岸壁、さん橋の項の適用を受ける船舶の総トン数が 5 トン未満のときは、これを 5 トンとみなして計算する。
(※本号は令和 2 年 4 月 1 日から適用)
- 12 外航船舶とは、消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 17 条第 2 項第 3 号に規定する船舶をいい、内航船舶とは、外航船舶以外の船舶をいう。
- 13 特別の事情その他によつて、この表によることが困難なときは、その都度管理者が定める。